

2024年1月完全義務化

電子帳簿保存法セミナー

2024年1月から全ての事業者が義務化対象になった「電子取引のデータ保存」を中心に、改正電子帳簿保存法の概要や取組についてわかりやすくご説明します。電子帳簿保存法の制度や準備しなければならないポイントを知りたい方、是非ご参加ください。



- 日時** 令和6年
6月12日（水）
14：00～15：30
- 場所** 香春町商工会
- 対象** 商工業者
- 定数** 20名
- 受講料** 無料
- 講師** 谷和也税理士事務所
税理士 谷和也氏

電子帳簿保存法とは

所得税法・法人税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで**電子データによる保存を可能とすること**と、**電子データで送付・受領した請求書等の電子保存を義務付ける**ことを定めた法律です。法改正により2022年1月から取り組みやすくなったことと、義務化されたことがあります。

①電子帳簿等保存

②スキャナ保存

③電子取引のデータ保存

保存要件が緩和され取り組みやすくなりました！
事前承認も不要に！

すべての事業者が義務化の対象に！

申込方法

① 裏面の申込書をFAXにて申込（香春町商工会FAX：0947-32-7397）

② 電話にて申込（香春町商工会TEL：0947-32-2070）

③ メールにて申込（香春町商工会mail:kawara@shokokai.ne.jp）

①～③のいずれかの方法
でお申込下さい。